

梨の木小学校PTAサークル活動規約

(目的)

PTAサークル活動は、会員同士のコミュニケーションを図る場とすると共に会員の研修を目的とし、また学校教育活動における児童文化の向上に貢献することとする。

(管理・運営)

サークル活動は、自主管理・自主運営とし、所管は理事会とする。また営利・宗教・政治的目的による活動は禁止する。

(構成員)

サークルの構成員は、梨の木小学校PTA会員とする。ただし、指導者および講師はこの限りではない。

(新規サークルの発足)

申請用紙は随時理事会に提出できる。その後、委員会の承認を得た上で発足できる。サークル構成員は2名以上とする。ただし、部員募集などの活動は1名からできることとし、2名以上集まった時点で新規サークルの届け出ができる。また、各サークルとも代表者を定めること。

(部員勧誘)

部員の勧誘については、各サークルで個々に行う。理事会はその方法、チラシ作成などについての相談機関として協力する。

(利用施設・利用時間帯)

梨の木小学校開校時の施設利用許可願は、事前に学校施設の利用状況を見て、空いていることを確認の上、使用希望日の1か月前までにPTA事務局に提出する。閉校時は、教育総務課を窓口とする梨の木小学校地域開放の方法に準ずる。

(利用可能備品)

利用する学校備品については、事前に学校と相談を行うこととする。また、使用希望日の1か月前までにPTA事務局に備品使用許可願を提出する。

(保険について)

PTAが加入している互助会の規約に従いそれが適用される。事故などがあった場合は、直ちに理事会に報告すること。

(サークル代表者会議)

サークル活動の円滑な管理・運営を維持するために、年間2回(うち1回は2月)代表者会議を行うこととする。会議の参加者は、各サークル代表者、PTA役員、PTA4部会部長、PTA事務局とする。

(活動報告)

毎年、2月にサークルの活動状況をPTA会計に報告すること。

(サークルの解散について)

各サークルの事情により活動不可能になった場合、解散届を理事会に提出すること。また理事会は、学校への著しい迷惑行為、規約・細則違反などの理由により、活動停止並びにサークルの解散を勧告することができる。すべて委員会で承認を得る。

(規約・細則の改廃)

委員会にて承認を得る。

PTAサークル活動細則

- ① 入校の際には、サークル活動ノート（職員室に設置）に氏名、地区名、サークル名、入校時間を記入し、出校時に出校時間を記入する。校内に置いては、サークルカードを見えるところに携帯する。決められたルートを通して目的の施設に出入りする。
- ② 部員勧誘のためのチラシ等の作成に関しては、PTAの印刷機や用紙の利用を認めることとする。但し、利用に際しては、配付するチラシの原稿をPTA会長・副会長に見せ、許可を得ることとし、印刷機利用については事前にPTA事務局に連絡を入れ、許可をもらうこととする。
- ③ 学校開校時の施設利用時間は9：00～17：00のうち2時間単位で申請する。
- ④ 学校開校時の施設利用許可は、使用希望日の2か月前からサークルの代表者が直接事務局に提出する。提出順に許可される。
- ⑤ 会議室での飲食は可。ランチルームではランチタイムのみ可。調理室での試食は可。その他の施設内は水筒のみ可。
- ⑥ 施設使用後は、使用時間内に使用前の状態まで片付けること。また、全てのごみは各自持ち帰ること。
- ⑦ 施設、備品などを破損した時は、直ちに事務局に報告し、指示を仰ぐこと。
- ⑧ 部屋の鍵の開閉は、サークル代表者がし、サークル活動中は責任をもってその管理をする。終了御、必ず職員室に返却する。